

預金等の不正な払い戻し被害が発生した場合の補償について（新旧対照表）

改定後（令和4年1月1日以降の取扱い）	現 行
<p>預金等の不正な払い戻し被害に係る補償基準等について （略）</p> <p>お客さまの「重大な過失」または「過失」となりうる場合</p> <p>預金等の不正な払い戻し被害に遭われたときに、お客さまに「重大な過失」または「過失」があった場合には、被害額の全部または一部について補償いたしかねるケースがありますので、十分にご注意ください。なお、お客さまの「重大な過失」または「過失」となりうる場合は以下のとおりです。</p> <p>「重大な過失」となりうる場合</p> <p>(1) 他人に暗証番号を知らせた場合※ (2) 暗証番号をキャッシュカード上に書き記していた場合 (3) 他人にキャッシュカードを渡した場合※ (4) その他(1)～(3)までの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合</p> <p>※ ※上記(1)および(3)については、病気の方が介護ヘルパー（介護ヘルパーは業務としてこれらを預かることはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合）等に対して暗証番号を知らせたうえでキャッシュカードを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合はその限りではありません。</p> <p>※「カード手交型」（詐欺）による被害は、(3)に該当します。又、「封筒すり替え型」（詐欺盗）による被害は、(4)に該当します。これらの手口は広く一般に認知されていることから、当金庫では、いずれも「重大な過失」となりうる場合として判断しています。</p> <p>>> 「カード手交型」（詐欺）の手口についてはコチラ >> 「封筒すり替え型」（詐欺盗）の手口についてはコチラ</p> <p>「過失」となりうる場合 (以下略)</p>	<p>預金等の不正な払い戻し被害に係る補償基準等について （略）</p> <p>お客さまの「重大な過失」または「過失」となりうる場合</p> <p>預金等の不正な払い戻し被害に遭われたときに、お客さまに「重大な過失」または「過失」があった場合には、被害額の全部または一部について補償いたしかねるケースがありますので、十分にご注意ください。なお、お客さまの「重大な過失」または「過失」となりうる場合は以下のとおりです。</p> <p>「重大な過失」となりうる場合</p> <p>(1) 他人に暗証番号を知らせた場合※ (2) 暗証番号をキャッシュカード上に書き記していた場合 (3) 他人にキャッシュカードを渡した場合※ (4) その他(1)～(3)までの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合</p> <p>※ ※上記(1)および(3)については、病気の方が介護ヘルパー（介護ヘルパーは業務としてこれらを預かることはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合）等に対して暗証番号を知らせたうえでキャッシュカードを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合はその限りではありません。</p> <p>(追加)</p> <p>「過失」となりうる場合 (以下略)</p>